

建設工事の請負について、次のとおり総合評価一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」といいます。）第百六十七条の五第二項及び第百六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告します。

なお、この工事は、予定価格及び調査基準価格の事前公表を行うとともに、低入札価格調査制度を採用する土木工事です。また、この工事は、競争入札参加資格確認申請書等の提出及び入札を奈良県建設工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」といいます。）により行う対象工事です。電子入札システムにより難い者は、入札執行者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式により参加することができます。

平成二十年十一月四日

奈良県知事 荒井正吾

第一 競争入札に付する事項

一 工事名 街路改良事業 中和幹線（下田） 高架橋上部工工事

工事番号 第一二三―九号

二 工事場所 香芝市下田東

三 工事概要 工事延長 LⅡ九七・二m

橋梁上部工

三径間連続鋼箱桁橋 一式

四 工事期間 第四の九の奈良県議会の議決後二十四箇月間

第二 競争入札に参加する者に必要な資格

奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち、鋼橋（上部工）の資格を有する建設業者であつて、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、第三の五に定める技術提案書の記載内容が適正であることの確認を受けたもののみが、この入札に参加することができます。

一 次の条件をすべて満たしていること。

1 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十五条の規定による鋼構造物工事業の特定建設業の許可を受けている者であること。

2 施行令第百六十七条の四の規定に該当する者でないこと。

3 技術提案書の提出期限の日から開札の日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領による指名停止措置（以下「指名停止」といいます。）を受けていないこと。

4 次に掲げるこの入札に係る設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名称 株式会社トーニチコンサルタント

所在地 東京都渋谷区本町一―一三―三

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号。以下「旧法」といいます。）第三十条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

6 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条の規定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

7 平成十二年四月一日以降に民事再生法第二十一条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けたものについては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

8 建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。以下「経営事項審査」といいます。）の結果における鋼橋上部工事の総合評定値が九〇〇点以上であり、かつ、自社工場を所有する者のうち過去十五年以内にこの工事と同種かつ同規模以上の元請施工実績を有するものであること。ただし、特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は、代表者として施工したものにあっては出資比率が二〇パーセント以上、その他の構成員として施工したものにあっては一〇パーセント以上の場合に限ります。

なお、同種とは鋼橋（上部工）のことを、同規模以上とは請負金額が五億円以上であること、形式が三径間以上であること及び橋長が九〇m以上であることをいいます。

9 経営事項審査の結果における鋼橋上部工事の平均完成工事高（消費税及び地方消費税に係る課税業者の場合は、当該平均完成工事高に百分の百五を乗じて得た額）が予定価格以上であること。

10 平成二十年六月一日以降に奈良県土木部が入札公告を行った予定価格が五千万円以上の工事において調査基準価格を下回る価格をもって契約し、かつ、工事成績評定点（奈良県土木部が入札を行った予定価格が五千万円以上の工事に係るもので、かつ、この公告に示す工事の発注年度を含まない過去二箇年度に係るものに限ります。）の平均値が七五点未満のときは、当該調査基準価格を下回る価格で契約した工事の完成及び引渡しが完了していること。

11 電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得し、かつ、電子入札システムの利用者登録を完了していること。

二 次の条件をすべて満たす技術者をこの工事を行う期間中専任で一名以上配置できること。ただし、監理技術者を置くことが必要な工事では、監理技術者を配置できること。

1 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

2 過去十五年以内に竣工した鋼橋（上部工）工事の従事経験を有する者であること。

3 入札の申込みのあった日以前に三箇月以上の雇用関係にある者であること。

4 監理技術者にあつては、鋼構造物工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

第三 入札手続等

一 入札説明書の入手方法

奈良県土木部公共工事契約課の公共工事等入札情報の入札情報一覧のホームページからダウンロードしてください。

http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-4285.htm

二 競争入札参加資格の確認

この工事の入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。）を知事に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

なお、詳細は、入札説明書によります。

三 設計図書等の交付

- 1 交付期間 平成二十年十一月四日（火）から同年十二月一日（月）まで
- 2 方法 第三の一に同じ。

四 設計図書等の閲覧

三の2に掲げる方法によっても不明瞭な箇所がある場合は、次により設計図書等を閲覧することができます。

- 1 日時 平成二十年十一月十一日（火）午前九時から午後四時まで（正午から午後一時までを除きます。）

- 2 場所 大和高田市東中二―二―一

奈良県高田土木事務所四階 大会議室

五 技術提案書の内容確認

- 1 入札参加者は、知事の定める様式により、入札説明書等を参考として、適切な施工計画を立案し、次の（一）及び（二）の内容を示した技術提案書を知事に提出し、内容の確認を受けなければなりません。

（一） 施工計画について

（二） 企業の施工能力等について

- 2 提出期限 平成二十年十二月一日（月）午後五時（期限内に到着したもののみ有効とします。）

- 3 提出場所 〒六三五―〇〇六五 大和高田市東中二―二―一

奈良県高田土木事務所庶務課工事係

- 4 提出部数 各一部（様式八―一、八―二、八―三、八―四及び八―五については、各二部）

- 5 提出方法 書留郵便に限ります。

- 6 作成及び提出に係る費用 提出者の負担とします。

- 7 技術提案書の記載内容が適正でなく（未記載を含みます。）、採用されない旨の通知を受けた者は、この入札に参加することができません。

六 入札の手續及び開札の日時等

- 1 入札の手續

（一） 電子入札システムによる入札

電子入札システムにより、入札書に必要な事項を入力し、見積根拠資料を添付の上、平成二十一年一月十三日（火）午後四時までに同システムのサーバーへ入札書が到着するように送信しなければなりません。

なお、電子入札システムの稼働時間は、月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除きます。）の午前九時から午後六時までです。

（二） 紙入札方式による入札

持参又は郵便（書留郵便に限ります。）により提出してください。入札書は二重封筒とし、表封筒に「一月十四日開札 街路改良事業 中和幹線（下田）高架橋上部工工事 第一二三―九号 入札書在中」と朱書するとともに、中封筒に入札書と見積根拠資料を入れて封印等の処理をし、奈良県土木部公共工事契約課長あての親展として、平成二十一年一月十三日（火）午後四時までに第四の十四に定める場所に到着するようにしてください。

2 開札の日時 平成二十一年一月十四日（水）午前九時

3 開札の場所 奈良市登大路町三〇番地

奈良県分庁舎五階 第五〇会議室

七 入札に係る金額の記入方法

入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載してください。

八 入札執行回数

入札執行回数は、一回とします。

第四 その他

一 入札保証金

免除します。

二 契約保証金

奈良県契約規則（昭和三十九年五月奈良県規則第十四号）第十九条に定めるところ

るによります。

三 入札者に要求される事項

入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

四 入札の無効

第二に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認申請書等又は技術提案書に虚偽の記載をした者の入札、電子証明書を不正に使用した者の入札及び奈良県契約規則第七条に該当する入札は、無効とします。

五 契約書作成の要否

要します。

六 落札者の決定方法等

1 総合評価の方法及び落札者の決定基準

この工事の総合評価に関する評価方法、評価項目及び加点基準は、次のとおりとします。

(一) 入札参加者の「標準点」を一〇〇点とし、技術提案による「加算点」の最高点を三六点として評価するものとします。

(二) 「加算点」は、次の表のとおり、評価項目ごとの評価及び配点に応じて与えます。

評価項目			加点基準
施工計画 (一八点)	工程管理	品質管理	
安全管理			工程管理及び工事の手順が適切であり、工夫がみられ、かつ、それらの具体的な根拠があること。
			材料及び構造物の品質確認方法及び管理方法が適切であり、工夫がみられ、かつ、それらの具体的な根拠があること。
			現地条件等を踏まえ安全管理が的確に図られ、

企業の施工能力等 (一八点)						
企業の施工能力		配置予定技術者の能力	地域精通度	社会貢献・地域貢献	施工管理	
工事成績評定点、表彰実績及びISO9000シリーズ認証取得		同種工事の施工経験	本店の所在地及び地域内工事の実績	災害協定の締結及び災害・地域ボランティア活動実績	工夫がみられ、かつ、それらの具体的な根拠があること。 施工管理方法が適切であり、工夫がみられ、かつ、それらの具体的な根拠があること。	工夫がみられ、かつ、それらの具体的な根拠があること。

(三) 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と右記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」といいます。）をもって行います。

(四) 詳細は、入札説明書によります。

2 落札者の決定方法等

入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、第三の五の1の技術提案書の内容が適正である者のうち、1に定める方法により得られた評価値の最も高い者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格が、十の2で示す調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留し、その価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを調査し、その結果によっては落札者とならない場合があります。また、調査基準価格を下回る入札を行った者は、別途定める要領に規定する書類を平成二十一年一月十五日（木）の午前九時から正午までに入札執行者に提出するとともに、契約審査会が行う事

情聴取に応じなければなりません。当該書類が提出されない場合及び事情聴取に応じず、又は協力しない場合は、失格となるほか指名停止の処分を受けることがあります。

また、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

七 別に配置を求める技術者

1 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合において、落札者が、奈良県土木部発注工事で、開札の日から過去二年以内に完成又は開札時点で施工中の工事に関して、次のいずれかに該当するときは、第二の二に定める技術者（以下「配置を要する技術者」といいます。）と同様の要件を満たす技術者を、配置を要する技術者とは別に、専任で一名現場に配置しなければなりません。

(一) 六五点未満の工事成績評定を通知された場合

(二) 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて補修又は損害賠償を請求された場合（軽微な手直し等は、除きます。）

(三) 品質管理又は安全管理に関し、指名停止又は事業担当課長、出先機関の長若しくは総括監督員からの書面による警告若しくは注意の喚起を受けた場合

(四) 自ら起因して工期を大幅に遅延させた場合

2 当該技術者は、施工中は、配置を要する技術者を補助し、配置を要する技術者と同様の職務を行うものとしします。

3 当該技術者を求めることとなった場合は、その氏名その他必要な事項を配置を要する技術者の通知と同様に事業担当課長又は出先機関の長に通知してください。

八 入札参加制限

調査基準価格を下回る価格をもって契約する場合であって、当該契約者の工事成績評定点（奈良県土木部が入札を行った予定価格が五千万円以上の工事に係るもので、かつ、この工事の発注年度を含まない過去二箇年度に係るものに限ります。）の平均値が七五点未満のときは、当該契約者は、この工事の完成及び引渡しが完了するまで奈良県土木部が行う新たな工事の入札に参加することができません。

九 本契約の成立

1 この工事の契約については、奈良県議会の議決を要しますので、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとします。

2 落札決定後、議会の議決までの間に、落札者が入札参加資格の制限又は指名停止を受けた場合は、仮契約を締結せず、仮契約を締結しているときは解除します。

十 予定価格の額及び調査基準価格の額

1 この工事の予定価格は、五三二、九七五、八〇〇円（消費税及び地方消費税に相当する額を含みます。）です。

2 この工事の調査基準価格は、四五二、六一八、二五〇円（消費税及び地方消費税に相当する額を含みます。）です。

十一 契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称、所在地等

〒六三〇―八五〇一 奈良市登大路町三〇番地

奈良県土木部まちづくり推進局地域デザイン推進課総務契約係（奈良県分庁舎六階）

電話 〇七四二―二七―七五一五

十二 技術提案書に関する問い合わせ先

〒六三〇―八五〇一 奈良市登大路町三〇番地

奈良県土木部まちづくり推進局地域デザイン推進課街路係（奈良県分庁舎六階）

電話 〇七四二―二七―七五二一

〒六三〇―八五〇一 奈良市登大路町三〇番地

奈良県土木部公共工事契約課入札契約係（奈良県分庁舎六階）

電話 〇七四二―二七―七四八六

十三 電子入札システムの操作方法に関する問い合わせ先

株式会社ダイテック

電話 〇五七〇―〇九一―八八八（電子入札システム専用ヘルプデスク）

〇五二―九三二―八八三五（IP電話を利用する場合）

ただし、受付時間は、午前九時から午後五時三十分までです。（正午から午後一時までの間を除きます。）

十四 その他の問い合わせ先

〒六三〇―八五〇一 奈良市登大路町三〇番地

奈良県土木部公共工事契約課入札契約係（奈良県分庁舎六階）

電話 〇七四二―二七―七四八六

十五 その他

詳細は、
入札説明書によります。